

～みなさんの農地をこれからも守るために～

日本型直接支払制度に



取り組みませんか？

この制度は、農業・農村の持つ多面的機能（土砂くずれや洪水を防いだり、美しい風景や生き物のすみかを守るなど）を維持していくため、集落で行う草刈りなどの地域活動、農業生産活動、自然環境を保全する取組を支援します。

- 1 多面的機能支払
- 2 中山間地域等直接支払
- 3 環境保全型農業直接支払



中山間地域の田園風景（久慈市）



水田周りの草刈り（洋野町）

平成 28 年 2 月

県北広域振興局農政部

1 多面的機能支払

農村地域の過疎化・高齢化・後継者不足により、これまで集落が守ってきた農地・水路など地域資源の維持が難しくなっていることから、集落で行う草刈りなどの共同活動に対し交付金が支払われる制度です。

○交付金の活用例

①農地維持支払と②資源向上支払があり、以下のような活動の経費に活用できます。

①農地維持支払の活用例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面補修

②資源向上支払の活用例

共同活動



水路のひび割れ補修



植栽活動

施設の長寿命化



土水路からコンクリート水路への更新

○交付金の交付対象及び交付単価

【交付対象】⇒原則5年間活動する農業者等による組織

【交付単価】⇒活動区域のうち農振農用地^(※1)区域内の農用地の面積に応じて、以下の交付金を毎年交付

地目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金	
		(共同活動)	(施設の長寿命化)
田	3,000 円/10a	2,400 円/10a	4,400 円/10a
畑	2,000 円/10a	1,440 円/10a	2,000 円/10a
草地	250 円/10a	240 円/10a	400 円/10a

※1 農振農用地とは、長期にわたり農業を行う地域として市町村が定める農地。

2 中山間地域等直接支払

傾斜等により生産条件が不利な地域で農業が継続されるよう、傾斜等の基準を満たす1ヘクタール以上のまとまった農用地で農業生産を行う集落等に対し交付金が支払われる制度です。

○交付金の活用例

以下のような共同活動の経費や、対象農用地を耕作する農業者に配分するなど、協定参加者の話し合いにより幅広く活用できます。

①農業生産活動

- ・ 農道、水路等の管理
- ・ 鳥獣害防護柵の設置



(交付金を活用して整備した貯水池)
久慈市・滝第2集落協定

②多面的機能を 増進する活動

- ・ 周辺林地の下草刈り
- ・ 景観作物の作付け



(そばの作付け)

③農業生産活動の 体制整備に向けた活動

- ・ 共同利用機械の購入
- ・ 地場産農産物等の加工、販売



(加工品の例)

農道、水路等の管理を多面的機能支払と併せて取組む地域では、農地維持支払交付金を充てた不足分に活用できます。

○交付金の交付対象及び交付単価

【交付対象】⇒集落協定又は個別協定を締結し、5年以上継続して耕作を行う農業者等

集落協定	集落単位で、農地の管理方法や役割分担等を定めた協定
個別協定	認定農業者等が、農地を借り受けたり、農作業を受託することを定めた協定

【交付単価】⇒農振農用地区域内の協定農用地の面積に応じて、以下の交付金を毎年交付

地目	区分	交付単価
田	急傾斜地（傾斜 1/20 以上）	21,000 円/10a
	緩傾斜地（傾斜 1/100～1/20）	8,000 円/10a
畑	急傾斜地（15 度以上）	11,500 円/10a
	緩傾斜地（8 度～15 度）	3,500 円/10a

3 環境保全型農業直接支払

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、多くの生き物が共存できる農業を行うなど、環境保全効果の高い営農活動に取組む場合に交付金が支払われる制度です。

○交付金の活用例

交付対象となる団体の構成員への配分のほか、事務的経費などに活用できます。

○交付金の交付対象及び交付単価

【交付対象】⇒農業者の組織する団体が対象となり、以下のすべての要件を満たすこと

交付要件	
①	販売することを目的に主作物を生産していること。
②	主作物 ^(※1) についてエコファーマー ^(※2) の認定を受けていること。
③	農業環境規範 ^(※3) に基づく点検を行っていること。

※1 化学的に合成された農薬・肥料の使用を県が定めるレベルから原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組の対象作物

※2 環境にやさしい農業（化学的に合成された農薬・肥料の使用を減らすなど）の実践により、環境への負荷低減に取組む農業者

※3 土づくりの励行、効果的・効率的な施肥や防除など、農業者が環境保全に向けて最低限取組む事項

【交付単価】

交付対象となる取組み	交付単価
緑肥の作付け	8,000 円/10 a
堆肥の施用	4,400 円/10 a
有機農業	8,000 円/10 a
そば等雑穀・飼料作物	3,000 円/10 a
地域特認取組（メダカ等魚類を保護する管理など）	3,000 円～8,000 円/10 a

●詳しくは、お住まいの市町村担当課（直通）にお問い合わせ下さい。

〔久慈市〕産業経済部農政課	TEL 0194-52-2121
〔洋野町(大野庁舎)〕農林課	TEL 0194-77-2113
〔野田村〕産業振興課	TEL 0194-78-2926
〔普代村〕農林商工課	TEL 0194-35-2115



【発行】岩手県県北広域振興局農政部(久慈地区合同庁舎内) TEL 0194-53-4983